

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

各種補助（助成）事業のうち、注目度の高いものをまとめました。

国の第2次補正予算に基づき広島県が実施するもの

- ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

広島市が独自に実施する補助（助成）金交付事業

- ・ 歯科診療所における口腔外バキューム整備促進事業
- ・ 広島市雇用調整助成金等申請費用補助金交付事業

※口腔外バキュームの購入、買い替え等を検討されている方は、必ず広島市が実施する本事業をご利用ください。口腔外バキュームを買って、外来環の施設基準をクリアしましょう！

東歯科商店、玉井歯科商店には、広島市歯科医師会会員を対象に優先的に3月末までに納入してもらう台数を確保してもらっています。数は限られていますので、まだ予約をしていない方は、すぐに、出入りの業者さんに注文してください。東・玉井歯科商店と取引の無い方で、3月末までの納入は難しいと言われた方は、とりあえず予約だけされていて、本会までご相談ください。

学術部より

拡大鏡（歯科用ルーペ）とフェイスシールドを考える

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等に対して、**感染拡大防止対策等に要する費用**が補助されます。

補助の対象機関

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象期間

2020年4月1日から2021年3月31日までに支出される費用が対象

※支出済みの費用だけでなく、申請日以降（2021年3月31日まで）に支出が見込まれる費用も合わせて、**概算額で申請**することが可能。

補助の対象経費

感染拡大防止対策に要する費用

※院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- 感染防止のための個人防護具等の確保
- 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助金受給までの流れ

① 補助の対象機関であるか確認する

※保険医療機関でない歯科診療所は補助の対象外です。

② 感染拡大防止の取組を行い、補助の対象経費を計算する

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費となります。

概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

③ 申請書等を作成する

所定の書式により申請書等を作成します。※申請は1回のみとなります。

医療機関コード10桁は広島県の番号が34、歯科点数表番号が3ですので
医療機関コード7桁の前に343をつけてください。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出する

県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出します。

⑤ 県が申請内容を確認後、補助金が交付される

県が申請内容を確認後に交付決定し、国保連から補助金が振り込まれます。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行う

支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限（事業完了後30日以内または2021年4月10日のいずれか早い日）が到来した際、県に対して所定の様式により実績報告を行います。

※実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還するようになります。

※実績報告の際に、領収書等の証拠書類が必要になります。

申請方法

※申請期限：2021年2月末日※

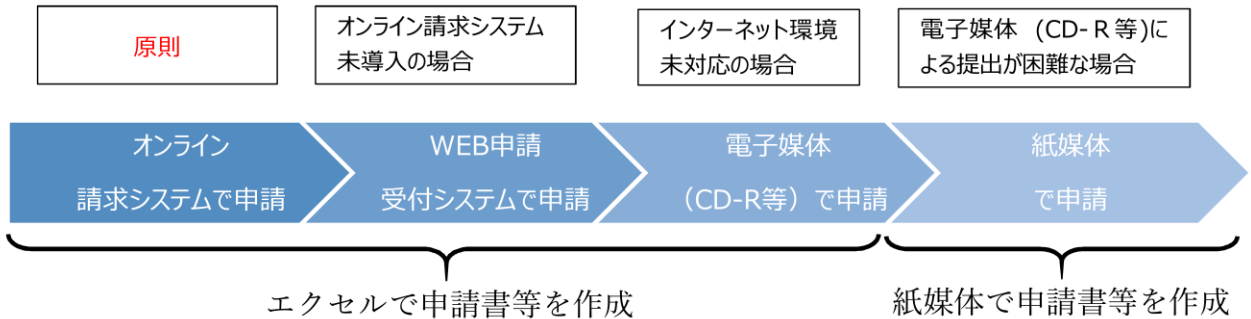
- 申請時に必要な書類は、**申請書、事業実施計画書**となります。以下の広島県ホームページ等において、ダウンロードできます。申請の詳細についても、以下をご参照ください。〔広島県ホームページ〕

医療機関・薬局等における感染拡大防止等に対する支援について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/iryousien.html>

- 原則として、**概算額での申請**とします。
- 申請は「広島県国民健康保険団体連合会（国保連）」で受け付けます。

※各医療機関等からの申請は1回限りです。

- 申請書、給付対象者一覧等について、原則として各都道府県の国保連の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出します。
- オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用の「WEB申請受付システム」からの申請とし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体（CD等）により国保連に郵送します（電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送）。



申請時の留意事項

- 申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、**申請受付期間は、毎月15日から月末までの間**となります。
- 申請期限は2021年2月末日ですが、早期に事業実施できるよう原則として概算払での申請となっておりますので、早期の申請、事業実施をご検討ください。

実績報告の手続きについて

- 概算での申請を行った場合、事業完了後速やかに実績報告を行ってください。
※概算額どおりの実施であっても実績報告が必要です。
- 実績報告書は郵送又はメールで県へ直接提出してください。
- 「実績報告書」「精算額調書」を作成し、領収書または請求書等、補助対象経費の支出額や支出内容が確認できる書類を添付してください。
- 実績報告書の提出期限：事業完了後30日以内又は2021年4月10日のいずれか早い日

実績報告
提出先

〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県健康福祉局
新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム あて

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

医療機関等で働く医療従事者や職員に対して慰労金が給付されます。

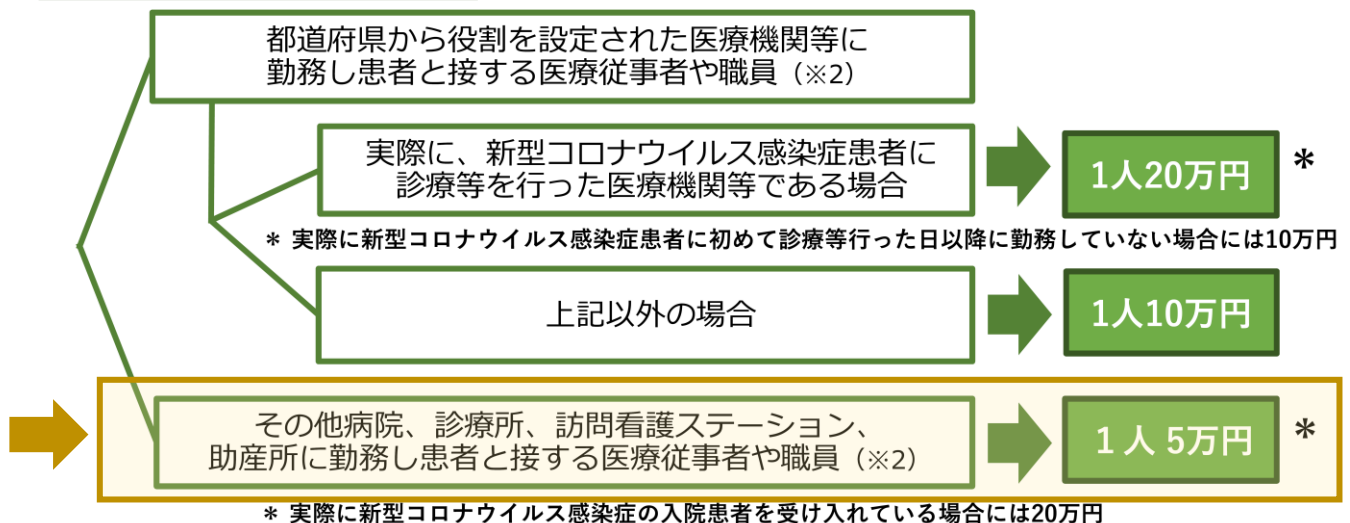
※申請手続および対象者への慰労金給付については、原則として所属する医療機関等に取りまとめて行うことになります。

※個人からの申請（退職者等で、勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合等）は、直接県に提出してください。

慰労金事業は、都道府県の事業として実施されますが、①医療機関等からの申請受付並びに②医療機関等への慰労金及び医療従事者等に振込みを行う場合の振込手数料の振込みについては、国民健康保険団体連合会に委託して実施することを標準的なモデルとしています。

給付対象・給付金額

（給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません）



※ 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

※ 対象期間（広島県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日（3月6日）又は受入日のいずれか早い日から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※ 現在は退職していても、上記要件に合致すれば旧勤務先から給付申請を行うことができます。

※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※ 保険医療機関でない病院や診療所等は対象外です。

慰労金受給までの流れ

① 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認する

歯科診療所（保険医療機関）は1人5万円です。

② 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、 慰労金の代理申請・受領の委任状を集める

患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。委任状は医療機関等で保管します。

③ 申請書等を作成する

所定の書式により申請書等を作成します。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出する

県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出します。

⑤ 県が申請内容を確認後、慰労金が交付される

県が申請内容を確認後に交付決定し、国保連から慰労金が振り込まれます。

⑥ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付する

※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

⑦ 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に実績報告を行う

慰労金の給付終了後1か月以内を目途に、県に対して、所定の様式により実績報告（対象者への振込記録、受領簿等が必要）を行います。支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算を行います。

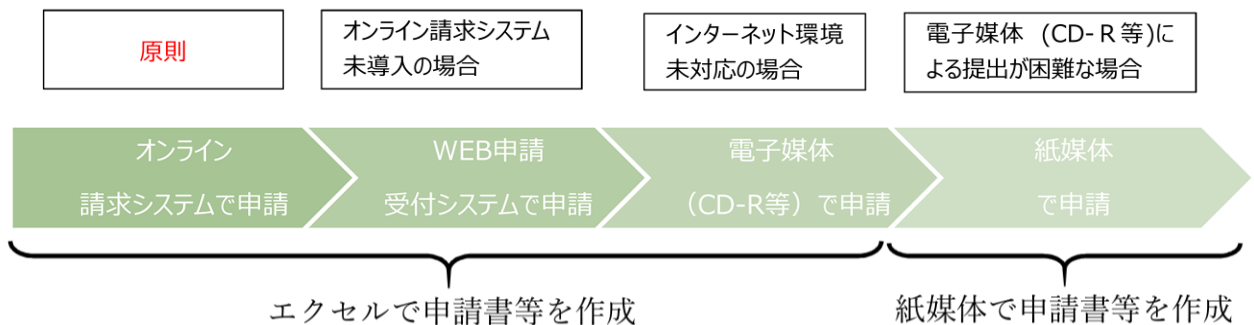
申請方法

※申請期限：2021年2月末日※

- 申請時に必要な書類は、**申請書**、**給付対象者一覧**等となります。

以下の広島県ホームページ等において、ダウンロードできます。〔広島県ホームページ〕
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/iroukin.html>

- 申請書、給付対象者一覧等について、原則として各都道府県の国保連の「**オンライン請求システム**」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出します。
- オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用の「**WEB申請受付システム**」からの申請とし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送します（電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送）。



申請時の留意事項

- 申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、**毎月15日から月末までの間**となります。
- 電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」とし、**通常の診療報酬請求には同封せず**に**単独で送付**してください。その際、封筒の表面に「**緊急包括支援交付金申請書在中**」と朱書きするなどしてください。
- 電子媒体(CD等)による申請の場合は、**診療報酬請求と混同しないよう、申請書を同じ媒体に格納しない**でください。また、郵送する際には、媒体表面に**分かりやすく申請の概要**（※）を油性マジック等で明記してください。

※申請の概要として、以下の項目を明記してください。

- ・タイトルに「医療・慰労金」と記載
- ・「医療機関コード」と「医療機関名」を記載。

申請の詳細については以下をご参照ください

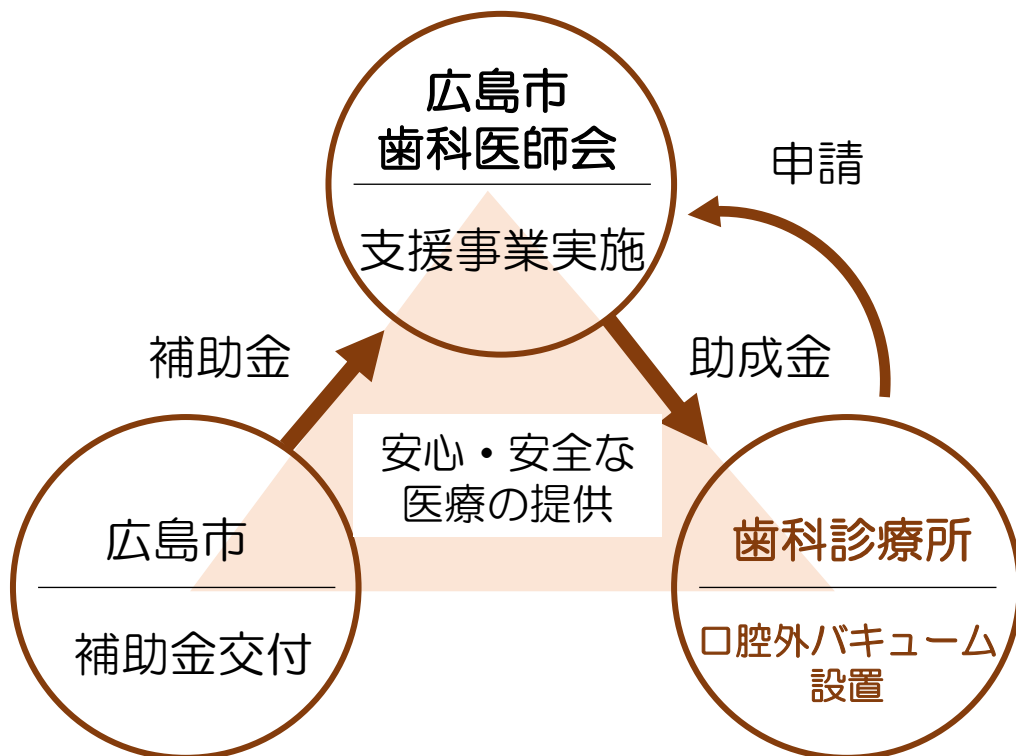
「医療機関等の医療従事者・職員に対する慰労金について」
(広島県ホームページ)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/iroukin.html>

歯科診療所における口腔外バキューム整備促進事業

広島市から**歯科用吸引装置（口腔外バキューム）整備費**に対する補助金が交付されることになりました

広島市歯科医師会を実施主体として、広島市域の歯科医療機関に対して口腔外バキューム整備費用助成の審査・助成業務等を行います。



- 対象経費は**歯科用吸引装置（口腔外バキューム）整備費**に限る
- **実費の4/5**を助成（上限50万円）
- **2020年4月1日～2021年3月31日**の間に整備・納品されたものに限る
- 実施期間は2020年9月1日～2021年3月31日まで
（ただし、**申請受付期間は2021年2月28日まで**）
- 見積書・納品書・領収書の提出が必要

※ 同一整備や備品について、他の補助金、助成金や交付金等の交付を受ける場合は本支援の対象外となります。口腔外バキュームを整備する際には、ぜひ第一に本支援をご活用ください。他の助成金からのオーバー分のみに本事業を利用することはできません。

※ 申請方法の詳細につきましては別途お知らせ致します。本支援の対象期間や申請条件には限りがありますので、ご承知おきください。

※ 先日行った口腔外バキュームに関するアンケートは本件の成立を前提とした「調査」であり、本会が注文を受けたわけではありません。

広島市雇用調整助成金等申請費用補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の制度を利用する場合について、その申請に係る費用（社会保険労務士へ支払う申請書類の作成に要する経費等）を補助します。

○対象となる制度

- (1) 雇用調整助成金
- (2) 緊急雇用安定助成金
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
- (4) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

○対象となる者

- (1) 厚生労働省が定める雇用関係助成金支給要領第1共通要領の0202に規定する中小企業事業主及びフリーランスを含む個人事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者
- (3) 次のいずれにも該当しない事業者
 - ア 広島市税を滞納している事業者
 - イ その他この補助金交付にふさわしくない行為があったと認められる事業者
 - ウ 他の同種同類の補助金等を受けている事業者

○対象となる費用

社会保険労務士に支払った経費（消費税及び地方消費税を除く。）

○補助金の額及び補助率

補助金の額は、1事業者につき上限10万円（補助率は経費の10分の10）

○申請の受付期間

令和2年6月1日（月曜日）から令和3年3月31日（水曜日）まで

○申請の方法

以下の書類を添えて、原則、郵送での提出をお願いいたします。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 国の雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (3) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し
- (4) 前号に係る社会保険労務士からの請求が確認できる書類の写し
- (5) 前号に係る社会保険労務士への支払が確認できる書類の写し
- (6) 広島市税について滞納がない旨の証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

○郵送先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局雇用推進課

【広島市雇用調整助成金等申請費用補助金】受付窓口宛

電話番号：082-504-2244

※制度の詳細については広島市HPをご参照ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/158936.html>



学術部からのお知らせ

拡大鏡（歯科用ルーペ）とフェイスシールドを考える

ゴーグルやフェイスシールドを着用する目的

眼は粘膜が露出しており、ウイルスの感染リスクが皮膚に比べて高くなります。それを保護する目的としてゴーグルやフェイスシールドを装着します。ゴーグルは眼の保護のみを行います。フェイスシールドは眼以外にも鼻腔等の顔面、側頭面等を保護します。そういった観点からフェイスシールドを利用されている先生方も多いと思われます。

拡大鏡（歯科用ルーペ）とフェイスシールドの併用

さて、歯科診療において拡大鏡を使用されている先生も多くおられると思います。しかしながら、拡大鏡を装着しているから眼の防護になっているというエビデンスは今の所ありません。ですので、**ゴーグルやフェイスシールド等を併用しないと濃厚接触者として判断される可能性があります。**

ゴーグルと拡大鏡との併用はやりやすいとは思いますが、顔全体を覆うフェイスシールドとの併用には工夫が必要となります。併用する場合、考え方としては2種類あると思われます。

①フェイスシールドの保護内に拡大鏡を入れる

フェイスシールドに守られる為に衛生的には有利です。フェイスシールドにも細工をする必要がありませんし簡便でもあります。ただ、フェイスシールドの透明度が無いと拡大鏡で診る際に患部が見えづらくなります。

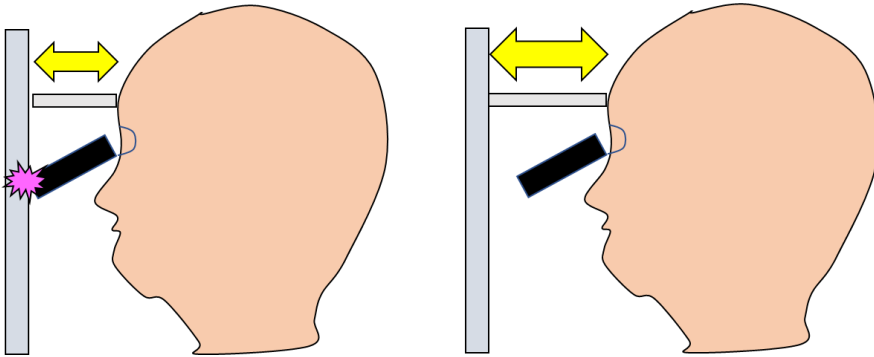
②フェイスシールドの外に拡大鏡を出す

フェイスシールドにより拡大鏡が遮られませんが、いつもの使用感と一緒にになります。ただ、患者の口腔内には曝露されていますので、フェイスシールドと同じように患者ごとに消毒が必要となります。また、フェイスシールドに穴を開ける等の工夫が必要となります。

	フェイスシールドの外	フェイスシールドの内
フェイスシールドの要件	○特に無いがフェイスシールドに穴を開ける等の加工が必要	フェイスシールドと顔面の間に拡大鏡が入る隙間が必要になるため、シールドと顔面の間にある程度の空間が必要
視覚	○	△（フェイスシールドへの光反射等により阻害される場合がある）
衛生性	△拡大鏡は曝露されるのでフェイスシールドと同じように治療ごとに消毒が必要	○拡大鏡はフェイスシールドに防御されているのでフェイスシールドの消毒のみで良い

・フェイスシールドの中に拡大鏡をセットする場合

下記の図の左のように黄色矢印の部分が狭いと拡大鏡は当たりますので、拡大鏡を装着時になるべく当たらないように（右の図のように）、広くなるように装着する工夫が必要です。



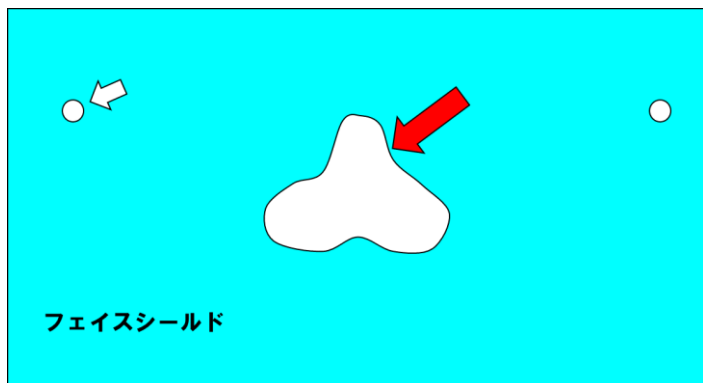
・フェイスシールドの外に拡大鏡を出す工夫の一例

①市販のものを使用する

サージテルやDr. Kimヘッドランプなどに対しては、それ専用のフェイスシールドが販売されています。また着脱の動画や画像などがありますので、それを参考に同じようにフェイスシールドを作成してみても良いかもしれません。

②自分で作る

この場合は、基本的にはフェイスシールドに穴を開ける必要があります。穴の開け方としては、図の赤矢印のようにライトと拡大鏡の形がすっぽり通せるように大きめに開けるやり方をされる方が多いと思われる。また拡大鏡の形状などにより白矢印のような眼鏡のつるを通せる穴を開けたりされているかと思います。



他には、ライトの配線の部分のみの穴を開ける方法を実践されている先生もいました。



拡大鏡と言いましても千差万別ですので、他の方が行っている工夫が、皆様が使用している拡大鏡においてそのままそっくり自分に適応できるかと言えは恐らく難しいとは思いますがヒントになればと思います。